議案第46号

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のと おり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条」に、「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。 附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

- 第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15 条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。
- 第2条 新居浜市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61 条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(新居浜市都市計画税条例の一部改正)

第3条 新居浜市都市計画税条例 (昭和41年条例第25号) の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「附 則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで若しくは 第61条」に改める。

第4条 新居浜市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年 1月1日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例を定める等のため、並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。